

東浦町鉄道駅周辺における自転車等の駐車指導等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東浦町内の鉄道駅周辺の良い環境を確保するため、自転車等の駐車指導等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付き自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等駐車場 東浦町自転車等駐車場条例（昭和63年東浦町条例第31号。以下「条例」という。）第2条第1項第2号に規定する自転車等駐車場をいう。

(駐車指導等)

第3条 町長は、鉄道駅周辺において、自転車等駐車場以外の場所に駐車してある自転車等に対し、自転車等駐車場の利用の啓発、整理、移動等の駐車指導及び関係機関に対し協力等の要請を行うことができるものとする。

(移動)

第4条 町長は、鉄道駅周辺において自転車等駐車場以外の場所に相当の期間にわたり駐車してある自転車等を自転車等駐車場内に移動しようとするときは注意札を当該自転車等に取り付けるものとする。

- 2 町長は、前項の規定により注意札を取り付けた自転車等で、その注意札を取り付けた日から起算して7日を経過しても、注意札が取り除かれていないときは、当該自転車等を自転車等駐車場内に移動するものとする。

(移動自転車等の措置)

第5条 町長は、前条により移動した自転車等（以下「移動自転車等」という。）の所有者等の確認に努めるものとする。

- 2 町長は、所有者等の確認のできた自転車等については、その所有者等に対して速やかに移動自転車等を引き取るべき旨を通知するものとする。
- 3 町長は、前項の通知にもかかわらず所有者等の引き取りがない移動自転車等又は所有者等の確認ができない移動自転車等があるときは、条例第6条から第8条の規定により措置するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年3月1日から施行する。